

京 都 大 学 大 学 院 経 濟 学 研 究 科 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略)	
第8条 通則第45条第1項又は第2項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、教育上有益と認めるときは、研究科会議の議を経て、許可することがある。	第8条 通則第45条第1項、第2項又は第4項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、教育上有益と認めるときは、研究科会議の議を経て、許可することがある。
2 通則第45条第3項の規定により外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修しようとする者には、教育上有益と認めるときは、研究科会議の議を経て、許可することがある。	2
3 通則第46条第1項の規定により他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けようとする者には、前項と同様の要件及び手続により、許可することができる。	3
4 前3項の規定による許可の願い出については、前条の規定を準用する。	4
第9条 次の各号に掲げる科目、単位数、研究指導及び在学年数は、研究科会議の議を経て、それぞれ修士課程又は博士後期課程の修了に必要な科目、単位数、研究指導又は在学年数として認定することができる。	第9条
(1) (略)	(1)
(2) 前2条の規定により履修した科目、単位数及び受けた研究指導の一部又は全部	(2)
(3) (略)	(3)
(後 略)	
	(同 左)
	附 則
	この規程は、平成26年1月9日から施行し、平成25年12月1日から適用する。